明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働六六）　一
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産三九八）　九
〔官庁報告〕
官庁事項
国家戦略特別区域基本方針について（内閣）　一六
登録海技免許講習の登録に関する公示（国土交通省）　一六
登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示（同）　一三
登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示（同）　一四
登録海技免状更新講習の登録に関する公示（同）　一四
登録海技免状失効再交付講習の登録に関する公示（同）　一五
登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示（同）　一五
登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）　一五
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　一五
裁判所
破産、免責関係　一六
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、国民年金基金変更、司法書士名簿登録等関係　一六
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　一六
会社その他
会社決算公告　一六

告示

○厚生労働省告示第六十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓、その他の家きんの食用部分、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）及びその他の魚介類に残留するタイロシンの量の限度、牛の脂肪、豚の脂肪及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪に残留するビフェナゼートの量の限度並びにすもも に残留するピラクロストロビンの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十六年三月十日

厚生労働大臣　田村　憲久

第1のAの6の⑴の表のアクリナトリンの項の次に次のように加える。

豚の筋肉	0.06ppm
豚の脂肪	0.06ppm
豚の肝臓	0.1ppm
豚の腎臓	0.1ppm
豚の食用部分	0.1ppm

第1のAの6の⑴の表のアラクロールの項を次のように改める。

アラクロール	
とうもろこし	0.02ppm
その他の穀類	0.05ppm
大豆	0.02ppm
小豆類	0.02ppm
そら豆	0.1ppm
らっかせい	0.02ppm
その他の豆類	0.1ppm
ばれいしょ	0.01ppm
かんしょ	0.02ppm
てんさい	0.01ppm
さとうきび	0.01ppm
だいこん類の根	0.01ppm
だいこん類の葉	0.01ppm
かぶ類の根	0.01ppm
かぶ類の葉	0.01ppm
はくさい	0.01ppm
キャベツ	0.01ppm
芽キャベツ	0.01ppm
こまつな	0.01ppm
ブロッコリー	0.02ppm